

事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業 審査要領

(目的)

第1条 この要領は、「事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業審査会設置要領」第5条に基づき実施する「事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進支援事業」の補助対象事業者の、適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

(審査方法)

第2条 審査は、事前に提出された事業者連携による稼ぐ観光地域づくり推進事業費補助金交付申請書及びその添付書類について実施する。

2 審査は、原則として審査委員による書類審査により行う。

3 審査委員は、別紙の審査基準に掲げる審査項目ごとに評価・採点を行う。

4 審査委員が採点した各事業の合計点を参考に、審査委員の協議により採択する事業を決定する。

5 委員長の判断により、申請者及びその関係者に対して事業内容の説明を求めることができる。

(審査結果)

第3条 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、観光文化スポーツ部観光戦略課長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月24日から施行する。